

# 豊田通商健康保険組合の ホームページをご覧ください

豊田通商健康保険組合に加入している被保険者とご家族のみなさまへのサービス向上の一環として、ホームページを開設しています。次の3つの方法いずれかで簡単にアクセスできます。ぜひご覧ください!!

- 1 YAHOOのトップページからワード検索 **豊田通商健康保険組合** で
- 2 <http://www.toyotsu.or.jp/kenpo/>のURLから
- 3 グループ内LANのTWINS(「ツインズ」)トップページにある▶お役たちサイトをクリック  
→TTC関連サイトの●豊田通商健康保険組合をクリック



## 健康保険のしくみや保健事業のほか、健康づくりに役立つ情報も満載です

例えば  
こんなことが  
わかります

お気に入りに登録しておくことをお勧めします。

- どんな給付が受けられるの?
- 人間ドックはどうやって受けられるの?
- 保険料っていくら納めているの?
- 保養所を利用したいけどどこがあるの?

### 主な内容

- お知らせ**  
健保組合の最新情報を掲載
- 健保組合のあらまし**  
健康保険組合のあらましや加入する人、保険証、保険料などについて
- 保険給付**  
病気やけが、出産、死亡したときに受けられる給付などについて
- 保健事業**  
実施している健康づくり事業について
- 届出・手続き**  
被扶養者の申請や保険証の届け出、保険給付の請求手続きなどについて  
申請・届け出書類のダウンロード



最新の情報をお届けするとともに、今後より一層の充実を図ってまいります!

## お子さんが就職されたときなどは 被扶養者の異動届をお早めに!!



就職などのため、ご家族の中で被扶養者の異動等がある方はいませんか? 異動等がありましたら、必ず健保組合まで届け出てください。届け出が遅れますと、保険給付等の関係上、事務に支障をきたしますので、何とぞよろしくご協力をお願いいたします。

**学校を卒業して就職された方は**  
保険証を添えて、被扶養者異動届を提出してください。

## 新年のご挨拶

豊田通商健康保険組合  
理事長 浅野 幹雄



新年あけましておめでとうございます。皆様には、清々しい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、当健康保険組合の事業運営に関しましては、日頃より多大なるご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成20年は、平成18年から順次実施されている医療制度改革の中でも重要な年にあたります。4月からはいよいよ、40〜74歳の被保険者・被扶養者を対象とする「特定健康診査・特定保健指導」の実施が、全国の健康保険組合等に対して義務づけられます。メタボリックシンドロームの概念を導入して標準化されたプログラムに基づいて、健診と保健指導を順次実施いたします。

さらに平成20年4月には、75歳以上の方と65歳以上の寝たきりの方を対象とする独立した医療制度「後期高齢者医療制度」が創設されます。また、65〜74歳の方の医療費の財政調整を行う「前期高齢者医療制度」も始まります。今後、高齢化の進むわが国にとって、持続可能な医療制度を構築していく船出の一年といえるでしょう。

改めて申し上げるまでもなく、健康保険組合の使命は、不慮の傷病や出産などの医療費・生活費の保障のみならず、被保険者とご家族の「健康づくり」を推進することにあります。当組合では、人間ドックを中心とした保健事業の充実を図っており、被保険者のみならず被扶養者の皆様が健診・保健指導を受けやすい体制整備に、さらに力を注いでまいります。

財政運営面につきましては、平成20年度からは後期高齢者医療制度への「支援金」と、前期高齢者の医療費への「納付金」が、新たに課せられることとなります。「支援金」の額については、各健康保険組合等の特定健診・保健指導の実施状況に応じて、増額または減額されるしくみが盛り込まれています。現在の老人保健拠出金および退職者給付拠出金を上回る負担となりかねず、予断を許さない状況にあります。

このように厳しい情勢ではございますが、健保事務局一同、最善の努力を尽くしてまいりますので、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。とくに、一年に一回、必ず健診を受けることを、年頭にあたって再確認していただければ幸いです。結びに、この一年の皆様のご多幸を祈念して、新年のご挨拶とさせていただきます。



平成20年  
4月から

# 75歳以上の人は 健保の加入者ではなくなります

増え続ける高齢者の医療を支えていくために、平成20年4月から新しい高齢者医療制度がスタートします。



**高齢者医療制度が一部見直し**  
平成19年10月30日に与党内でまとめられた対策案に基づき、高齢者医療制度の見直しが行われます。

①後期高齢者医療制度に加入する75歳以上被扶養者の保険料制度開始から2年間は保険料を5割に軽減  
↓  
**見直し** さらに負担を軽くするため、平成20年4月～9月の6ヵ月間は負担なし、平成20年10月～平成21年3月の6ヵ月間は1割になります。

②70～74歳の方の窓口負担一般の窓口負担が2割に  
↓  
**見直し** 平成20年4月～平成21年3月の1年間は、窓口負担が1割のまま据え置かれます。

## 健保組合の負担はどうなるの？

従来、健保財政の大きな負担となっていたのが老人保健制度を支援するための「老人保健拠出金」でした。老人保健制度が廃止されることにより、拠出金はなくなります。ただし、現役世代からの高齢者医療制度への支援は継続されます。そのため、新たに「前期高齢者納付金」「後期高齢者支援金」を納めることになります。

また、当面の経過措置として退職者医療制度も継続されるため、「退職者給付拠出金」の負担も続きます。

健保組合の負担は、今後さらに重くなるのが考えられます。



## 後期高齢者医療制度

従来の老人保健制度に代わる制度です。

従来との違いは？

- 保険料**  
①後期高齢者一人ひとりが保険料を負担します。  
②保険料は、介護保険と同じく、原則として年金から天引きされます。徴収するのは、各市町村です。
- 年金額が**「以上の人↓年金から天引き年18万円」「未満の人等↓個別に納める」
- 保険証**  
従来は保険証と老人医療受給者証の2枚が必要でしたが、新しい保険証(後期高齢者医療広域連合より交付)1枚だけになります。
- 運営**  
都道府県ごとに設立し、全市区町村が加入する広域連合(後期高齢者医療広域連合)が行います。

従来と変わらないのは？

- サービスの内容**  
お医者さんにかかるときの医療の給付はこれまでと同じです。
- 自己負担割合**  
医療費の1割を負担(現役並み所得者(※1)は3割負担)  
※1課税所得146万円以上の人。

### 75歳以上の健保の被保険者はどうなる？

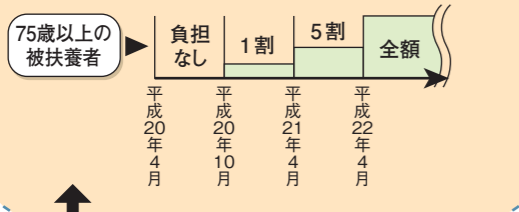
健保の被保険者資格がなくなり、後期高齢者医療制度に加入します。保険料も市町村に納めます。  
**75歳未満の被扶養者(家族)がいる場合**  
被扶養者資格がなくなるため、75歳になるまで国民健康保険に加入し、保険料を負担します。

75歳以上の被保険者	健保組合	後期高齢者医療制度
75歳未満の被扶養者	健保組合	国保 後期高齢者医療制度

平成20年4月

### 75歳以上の健保の被扶養者はどうなる？

健保の被扶養者資格がなくなり、後期高齢者医療制度に加入します。  
また、自分の保険料を納めることになります。ただし、負担を軽減するために、段階的に引き上げられます(\*)。



①見直し後の内容です。

## 前期高齢者医療制度

従来との違いは？

- 患者負担(※)**  
左図ピンクの部分が変更点です。平成21年4月から実施されます。(1年間実施が延期されます。)
- 運営**  
国民健康保険と健保組合等の医療保険者間で財政調整をしながら、それぞれの保険者で運営。

②見直し後の内容です。

加入する制度	健保組合	前期高齢者医療制度
	64歳:65歳:69歳:70歳	74歳
自己負担	自己負担3割(義務教育就学前2割)	世帯ごと
		自己負担限度額
	一般2割	外来
		世帯ごと( )は多数該当の場合
現在[1割]	24,600円	62,100円(44,400円)
現役並み所得者※2 3割	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (44,400円)

※2 標準報酬月額28万円以上の人。ただし、年収が高齢者複数世帯で520万円、高齢者単身世帯で383万円に満たない場合は、健保組合に届け出れば一般と同様の自己負担。

従来と変わらないのは？

保険料、お医者さんにかかるときの医療の給付はこれまでと同じです。

\*平成19年10月30日に与党でまとめられた対策案にもとづいています。